

平成 28 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 日本ビューホテル株式会社 住 所 東京都台東区西浅草三丁目 17番1号 代表者名 代表取締役社長 石井 一男 (コード番号:6097 東証第一部) 問い合わせ先 取 締 役 矢島 学 TEL. 03-5828-4429

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年6月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年7月28日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって 法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、定款第31条(取締役の責任免 除)および第41条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、定款第31条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2)上記条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げ、および用語の修正等をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(役付取締役) 第26条 取締役会はその決議をもって取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名 <u>を</u> 定めることができる。	(役付取締役) 第26条 取締役会はその決議をもって取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副会長、 取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相 談役 <u>を</u> 各若干名定めることができる。
第27条~第30条 (条文省略) (新設)	第27条~第30条 (現行通り) (取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において免除することができる。

第31条~第36条 (条文省略)

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第38条~第39条 (条文省略)

(新設)

第40条~第44条 (条文省略)

(会計監査人の責任<u>免除</u>)

第<u>45</u>条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第46条~第49条 (条文省略)

第32条~第37条 (現行通り)

(監査役会の決議)

第<u>38</u>条 監査役会の決議は法令に別段の定め<u>の</u>ある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条~第40条 (現行通り)

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において免除することができる。

第42条~第46条 (現行通り)

(会計監査人の責任限定契約)

第47条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が 規定する額とする。

第48条~第51条 (現行通り)

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成
 - 平成 28 年 7 月 28 日 (木)
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日

平成28年7月28日(木)

以上